

室蘭工業大学と函館工業高等専門学校、苫小牧工業高等専門学校、釧路工業高等専門学校
及び旭川工業高等専門学校との学術交流に関する協定書

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙それぞれ1通を所持するものとする。

室蘭工業大学（以下「甲」という。）と函館工業高等専門学校（以下「乙1」という。）、苫小牧工業高等専門学校（以下「乙2」という。）、釧路工業高等専門学校（以下「乙3」という。）及び旭川工業高等専門学校（以下「乙4」という。）は、学術交流において広く相互協力することにより、教育及び研究の推進に寄与することに鑑み、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙1、乙2、乙3、乙4（以下「乙」と総称する。）が、教育及び研究の分野における相互協力を円滑かつ効果的に実施するにあたり、必要な基本的事項を定めるものである。

（協力の確保）

第2条 甲及び乙は、両組織間における教育及び研究の分野に係る相互協力の重要性を認識し、相互に密接な協力を確保するものとする。

（協力の方法）

第3条 甲及び乙は、次に掲げる相互協力を実施するものとする。

- （1）情報交換
- （2）教育協力
- （3）研究協力
- （4）研究設備の相互利用
- （5）人材交流
- （6）シンポジウム等の開催
- （7）地域貢献への相互協力

2 前項の相互協力の実施にあたっては、甲と乙のそれぞれが定める諸規程に基づき、別に契約等を締結するものとする。

（協力の実施）

第4条 前条第1項各号に掲げる相互協力を実施する際において、費用負担については、事前に甲乙が協議するものとする。

（連絡協議会）

第5条 第3条に掲げる事項の円滑な推進を図るために、連絡協議会を設置し、必要に応じて開催する。連絡協議会の運用については甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（遵守事項）

第6条 甲及び乙は、連携協力事業の実施に当たり、守秘義務のある資料及び情報等の取扱いについては、個別の案件ごとに約定するものとする。

（期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がない場合は、同一の条件で1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず第3条第2項の規定に基づき締結された契約等の有効期限は、それぞれの契約の定めに従う。

平成22年3月29日

甲 国立大学法人室蘭工業大学長

左藤一彦

乙1 独立行政法人国立高等専門学校機構

函館工業高等専門学校長

元熊敏夫

乙2 独立行政法人国立高等専門学校機構

苫小牧工業高等専門学校長

秋山俊彦

乙3 独立行政法人国立高等専門学校機構

釧路工業高等専門学校長

岸浪建史

乙4 独立行政法人国立高等専門学校機構

旭川工業高等専門学校長

高橋美明